

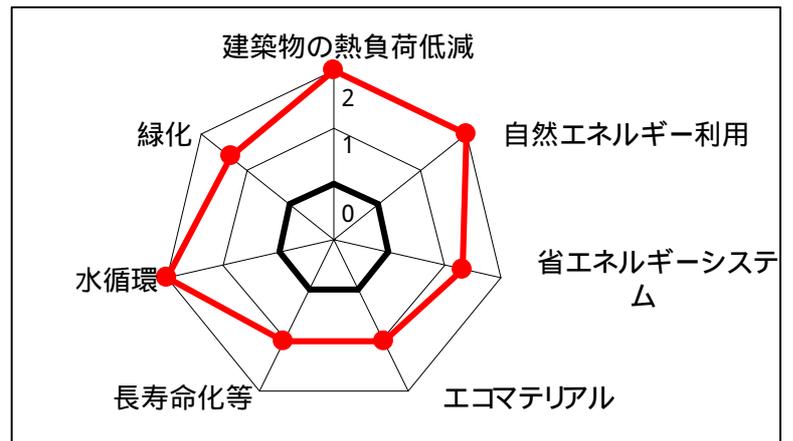
## 現行「建築物環境計画書制度」の公表制度

(根拠：環境確保条例第21、22、23条)

### 「知事による概要の公表」を規定

- 公表事項
  - 建築物環境計画書の概要
  - 建築物環境計画書の変更の届出の概要
  - 工事完了の届出の概要

「工事完了の届出」後は、  
建物の環境配慮の全体像が、  
レーダーチャートで把握可能に

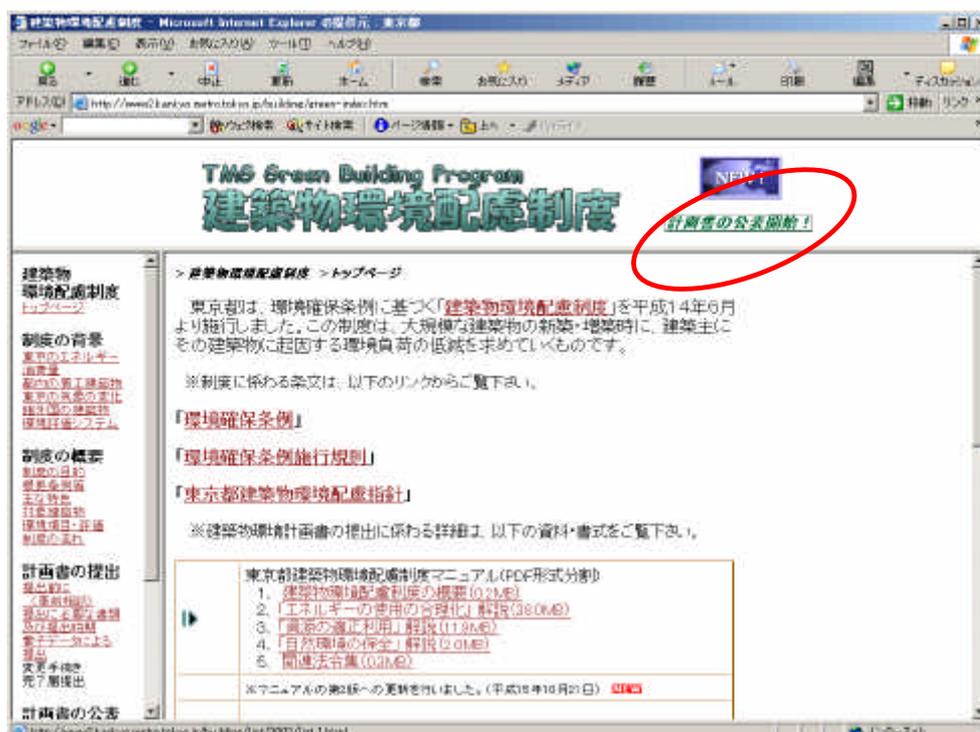


### 公表場所

環境局での閲覧またはインターネットの利用による公表

東京都環境局ホームページ 「建築物環境計画書制度」サイト

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/green-index.htm>



「建築物環境配慮制度」公開ホームページ

レーダーチャートのイメージ (3月下旬リニューアル予定)

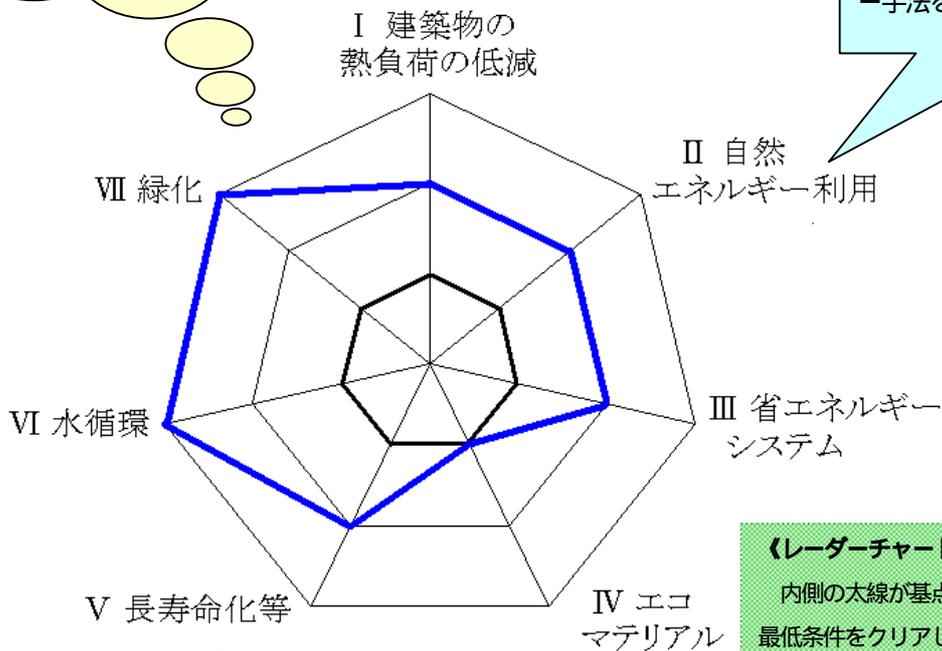
**ステップ1**

レーダーチャートで  
建物の環境配慮の  
**全体像**がわかります。

**ステップ2**

マウスの矢印を重ねると  
評価項目を**都民に分かり  
易く解説**します。

自然通風や自然採光の利用など、  
日本の気候や風土を生かした機械手法  
(エアコンなど)に頼らない省エネルギ  
ー手法を評価します。



《レーダーチャートの仕組み》

内側の太線が基点で、他の法令に規定する基準など最低条件をクリアした状態を示しています。より効果的な配慮の取組をした評価項目ほど加点がされ外側にプロットされます。

**ステップ3**

マウスでクリック  
すると評価項目の  
**詳細**がわかります。

建築物環境配慮制度 > 工事完了後の評価 > 平成17年建設省設計

取得評価書

取得の項目利用 1/2

3 長寿命化等(V)

項目管理、更新、取替、用途の変更等の自由性の確保

項目	詳細(内容、仕様、取替等)
躯体構造の耐久性に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根機・ファン・スチーフスの確保</li> <li>将来対応用空調・エコ・備付機・スチーフ・配管・ユニットの確保</li> </ul>
躯体、設備、用途の変更への対応に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>階高5m、天井高5m、荷重1000kg/m<sup>2</sup></li> <li>高さ (基準値部分) 6 m</li> <li>天井高 (基準値部分) 2.67 m</li> <li>フロア高 (基準値部分) 2.4m</li> <li>設計容量 (基準値部分) 1000 kg/m<sup>2</sup></li> </ul>
評価/最高値 1/2	